

ヤングケアラー支援の一層の推進のための取組方針

令和4年6月8日
自由民主党・公明党・国民民主党
ヤングケアラー支援推進検討会

1 現状認識及び課題

- ヤングケアラーとは、病気や障害、精神的な問題などを抱える家族のケアをすることにより学業等に支障が生じている子どもをいい、本来大人が担うような、重い責任や負担を伴うケア（※）を日常的に行うことで、本人の学校生活、人間関係の形成や社会との繋がり、心身の健康に影響があるといった課題がある。
※核家族化や共働き世帯、ひとり親世帯の増加等、家庭を取り巻く環境が変化する中、障害や病気のあ
る家族や高齢で介護を必要とする家族の世話、幼いきょうだいの身の回りの世話、日本語を母国語と
しない親への通訳など多岐にわたる。
- 厚生労働省の調査では、全国の小中高大学生の概ね4～6%程度が「世話をしている家族がいる」とされ、自分の時間がとれないなどの悩みを抱えている者も少なくない。
- 一方、ヤングケアラーの存在や抱えている悩みが表面化しにくいこと、実態把握が十分でないこと、社会的認知度が低く周囲のみならず本人にも自覚がないことに留意が必要であり、また、支援が必要な存在を把握できたとしても関係機関が連携した支援の体制整備が不十分であるなどの課題がある。

2 取組に当たって踏まえるべき理念

- ヤングケアラー支援の取組を一層推進する上で、特に次の理念を重視すべきと考える。
- ・ 子どもが家族のケアを行うことは本人にとってかけがえのない人生の一頁でもありうる。単純に「悪いこと」「かわいそうなこと」と捉えるのではなく、家族ケアの価値を認めつつ、過度な責任や負担によって子どもの学びや育ちなどに影響がでないよう、周囲の理解や社会的支援がなされることが重要である。
 - ・ いくら家族のためであっても、本来大人が担うべきケアに子どもが押し潰されな
いよう、「話を聞いてほしい」「助けてほしい」と助けを求めることは子どもの権利
であり、助けを求められなくても気づけるよう努力することが周囲の大人に求めら
れる。その際、子どもが支援を受けることについて自責の念を持たないようにする
ことや、スティグマとならないような配慮も必要である。

3 取組方針

厚生労働省及び文部科学省では、ヤングケアラーがいる家庭への訪問による家事支援、自治体による実態調査、関係機関職員への研修、コーディネーターの配置やピアサポート等相談支援、スクールソーシャルワーカー等の配置促進による学校における教育相談体制の整備充実等の取組を実施しており、取組の方向性自体は評価できるが、先進的な自治体がある一方で、いまだ取組を行わない自治体も相当数見られるなど、その取組に「温度差」が見られるなどの課題もある。

そこで、上記取組について自治体の実施状況を注視しつつ、

- ・教育現場等で支援が必要なヤングケアラーを把握し、市町村の福祉部門などを通じて適切な支援に繋げ、かつ、その後の生活改善まで適切にフォローアップする体制の整備
- ・教育現場、福祉現場などにおける研修、人材育成
- ・当事者・支援者のNPO等が行う活動の支援（(例)当事者カフェ）
- ・ヤングケアラーの定義、社会的認知度の向上とヤングケアラー自身も含めた正しい理解の促進（(例)お手伝いではない）
- ・先進的な自治体の好事例の横展開

など、全国においてヤングケアラーに係る課題を解決できる仕組みづくりについて、法制化の必要性も含め、早期に結論が得られるよう、3党において引き続き検討する。

(以 上)